2024.1.25 第**91**号 特別号

家庭問題情報誌

編集・発行 公益社団法人 家庭問題情報センター PHONE/03-3971-3741



《目 次》 子ども養育支援の重要性と FPIC への大きな期待 1 - 5 頁 FPIC30 年の歩み 6 - 7 頁

公益社団法人家庭問題情報センター設立30周年記念特別号

家庭裁判所調査官等の経験者が在職中に培った人間関係の調査や調整の知識と技能を退職後に社会に還元すべきという要請を受けて、昭和62年(1987年)5月に産声をあげた東京ファミリーカウンセリング協会(TFCA)は、平成5年(1993年)3月に法人化して社団法人家庭問題情報センター(FPIC)となりました。その後、FPICは平成23年(2011年)6月に公益社団法人に移行し、令和5年(2023年)をもって満30年の節目を迎えました。

今号は、令和5年6月に開催された第13回定時総会において、大阪弁護士会所属の片山登志子弁護士に記念講演をしていただきましたので、その抄録を掲載します。

片山弁護士は当法人の賛助会員でもあって当法人の事業内容に詳しく、養育費等相談支援センターの運営委員としても御協力いただいており、FPICにとって良き理解者であり、力強い支援者でもあります。

御講演では、FPICに対して熱いエールを送っていただき、今後の指針となる課題を示していただきました。

子ども養育支援の重要性とFPICへの大きな期待

~ 当事者の代理人弁護士の経験から ~

大阪弁護士会 片山登志子弁護士

はじめに

私は、昭和55年に大阪の家庭裁判所の家事部で書記官を 始めました。その関係で、家庭裁判所調査官や家事調停委員 の皆さんから大変親しくしていただきました。その後、私は 弁護士という道を選びましたが、やはり家裁で仕事をしたと きの思いが強く、家事事件を自分のライフワークにしたいと 思って今日まで続けてきました。そして、私が面会交流や子どもの養育支援に関心を持って取り組まないといけないという思いを強く抱いたのは家庭問題情報センター(以下「FPIC」と言います)の皆さんとの出会いを通してでした。



これまでFPICからいろいろ教えていただいたお礼と、これからのFPICに対する弁護士としての期待をお伝えしたいという気持ちで、今日ここへ参りました。本日は、FPICが行っている3つの事業に絞ってお話をさせていただきます。

第1 FPICが様々な事業を通して果たしてきている役割

1 養育費等相談支援センター

(1) 事業の意義

まず、養育費等相談支援センター(注1)(以下「センター」と言います。)事業についてですが、これは平成19年、厚生労働省からの受託事業として始まり、私は毎年、養育費専門相談員等研修会(注2)の講師を担当させていただいています。

この研修は、全国各地の自治体等に配属されている比較的 経験の多い相談員を対象にしていますが、対応に悩む相談事 案を持ち寄って、相談員としての対応方法の検討を2日間続けます。私は講師という立場で参加するのですが、相談員の皆さんから教えられることがとても多いのです。グループ討議では、同じような相談に悩んだとか、こんな事例もあったなど相談現場の経験がたくさん語られます。弁護士でもすぐには答えが出ないと思われる難しい案件も多く、辛い思いをしておられるお父さんやお母さんが全国にいらっしゃって、私たち弁護士はそれにきちんと向き合えていないのだということに気付かされます。

相談員は本当に大変な思いで仕事をしておられるわけですが、相談員にとって対応に困ったときにセンターに相談ができるということは、とても大きな支えになっていると思います。全国各地で継続的に当事者に寄り添って対応しておられる相談員が、困った時にいつでもセンターに相談に乗ってもらえることや、専門的な知識を得られる研修制度があるということはとても重要です。それが結果的に、苦しんでいるお父さんやお母さんの相談支援に大きな役割を果たしていると感じています。

また、センターでは、一般の当事者から直接電話やメールで養育費等の相談を受けていますが、専門家であるセンターの皆さんが相談を受けることによって、当事者自身が子どもの養育についての考えや、面会交流と養育費の関係などについての理解を深める機会になっていると思います。また、センターでは、電話やメールで直接相談するのが難しい方の受け皿として、チャットボットを導入して幅広く対応できるように考慮していることにも感心しています。

さらに、センターは各地の相談員を通して様々な相談事例に接しています。また、一般の方からの相談を通して、子どもの養育現場がどうなっているのか、どんな問題が起こっていて、何が紛争になっているかということを、正確に詳細に

把握しています。つまり、センターは「子どもの養育現場の 実情」を最も多く把握している情報センターと考えてよいと 思います。

(2) 今後の課題

国の養育支援事業全体を考える上で、様々なチャンネルを 通して情報が集約されているセンターの存在はとても大切だ と思います。なぜ紛争が始まり、なぜ子どもの奪い合いが起 こり、なぜ面会交流ができないのかといった、夫婦・親子の 養育に関わる紛争の現場の情報を把握すること。これが施策 や法制度を考える際のスタートです。そして、そのような貴 重な情報を組織として蓄積しているのがセンター事業を継続 して受託しているFPICだと思います。

FPICがこれまで蓄積してきた情報を、ぜひ社会全体の養育支援の充実のために生かしてほしいと思います。こども家庭庁には、この情報をもっとみんなで共有して、相談事業や支援施策を練る上でうまく活かせるように工夫してほしいと願っています。

私は、このセンター事業を展開できるところはFPIC以外にないと思っています。国の方針による入札事業ですが、 FPICが継続的・安定的に受託できる事業として定着させていただきたいと願っています。

2 面会交流支援事業

(1) 事業の意義

FPICの面会交流支援事業は、おそらく日本で初めて、 家庭裁判所調査官や家事調停委員の経験者が、その高い識 見と仕事を通して蓄積した臨床経験を基礎に、裁判所の外の フィールドで個別の当事者を支援するという非常に画期的な 活動を始められたものと認識しています。その後、困難な実 践を重ねながら、そこでの経験を専門家の視点で分析し、研 究して支援事業のレベルを高め、多くの資料や冊子を作成さ れたことにより、弁護士をはじめ子どもの養育支援に関与す る多様な分野の人たちに、「面会交流支援」の重要性や手法、 子どもや親への向き合い方などの知識が広がったことは間違 いありません。私自身、FPICとの様々な交流の中で、一 方の親の代理人という立場に立っても常に子どものための面 会交流がどうあるべきかという点を考えなくてはいけない、 それが絶対に必要だということを確信を持って考えられるよ うになりました。FPICの面会交流支援事業は、日本にお ける子ども養育支援の多様な活動のスタートだったと言える でしょう。

現在では、面会交流支援機関がいかに大事かということを、利用者はもちろん行政も実感し、法務省も面会交流の大切さを認め、同時に履行継続の難しさとそれを克服するには支援機関が不可欠だと認め、ホームページにも支援団体の一覧表を掲載しています。 FPICをはじめとした面会交流支援機関は、今や親子双方にとってなくてはならない存在となっています。

(2) 今後の課題

支援を必要としている親子のニーズはますます広がってきています。FPICはこの支援事業に非常に苦労されていることを重々承知の上であえて申し上げますが、FPICには、親子の多様なニーズにできるだけこたえられるような体制拡充を、なんとか工夫して実現していただきたい。人材の問題、場所や財政の問題等、様々な制約があるでしょうが、利用者から見たときに支援機関としてどこに問題があるか、支援機関としてあるべき姿、より充実させるための課題なども検討していただき、国及び自治体を含めた社会全体に向けて、面会交流支援機関の必要性と課題解決への協力を強く求めていってほしいと思います。

私自身の経験から支援の多様性として考えていただきたい ことを事例を通してお話しします。調停後、小学低学年から 高校入学頃まで月1回付き添って面会交流をし、その後も成 人するまで10年以上、私自身が交流を続けてきた子どもが います。この間、その子は成長とともに面会交流をすること に対する悩みが変わっていきました。両親の姿を見て、双方 の気持ちを感じるうちに、自分でバランスがとれなくなり、 双方の親に反発するようになり、高校生のころには気持ちが 爆発して、一時、面会交流が途絶えてしまいました。私が付 き添って面会交流を続けてきたことがその子を苦しめたので はないかと、私自身、とても悩んだ時期がありました。とこ ろが、その子が成人する少し前に、「両親のどちらとも仲良 くすることに決めた。この前、会ってきたよ。」と私に電話 をしてきてくれたのです。両親に対する自分自身の立ち位置 をみつけたようでした。別居親とその親族とも一人で会い、 反発していた同居親とも仲良くしているそうです。親ではな く、「おばちゃん」、つまり私と会い、食事をしながら、自分 がどっちの親も許せなくなった時期があったことなど、い ろいろな話をしてくれました。「おばちゃんにだから言える。 どちらの親にも言えないことを黙って聴いてくれる大人がい てくれてすごくうれしかった。」と言ってくれました

別なケースですが、面会交流の調停が継続している間に子どもが成人となり調停が打ち切られてしまったために、子どもを相手方として面会に関する親子関係調整の調停申立をしたところ、子どもに代理人弁護士がつきました。すると子ども自身がその弁護士に対して、別居親との付き合い方について応じられること応じられないことをしっかり伝え、実のある調停が進行するようになりました。

こうした経験を通じて、親以外の信頼できる大人の存在は 子どもにとって非常に大切であり、子どもが自己肯定感や自 信を得ることに繋がるのだということを強く実感しました。

そこで、FPICが面会交流を支援する期間が終了した後でも、かつて支援を受けた子どもから気軽に相談を受けられるシステムを設けることができないかと考えています。面会交流に疑問を感じたり、悩みを抱える子どもの気持ちを受け

止め、適切なアドバイスができるような専門の機関となることを期待しています。

また、裁判所や裁判官、弁護士が、地元にどんな面会交流 支援機関があり、どのような支援をしているのかを知らない という実情があります。家庭裁判所で面会交流調停手続をし ている当事者が、必要な場合には、必要な支援が受けられる ことを前提とした合意が安心してできるよう、支援機関と調 停手続との連携の在り方をぜひとも検討していただきたいと 思います。

3 民間紛争解決手続事業(ADR)

(1) 事業の意義

FPICはADR調停事業(注3)を、東京、大阪及び名 古屋の相談室で実施しています。

ADRは、家裁の調停手続とは異なり当事者が同席しての話合いで紛争の解決を図ることを目的にしています。同席での調停ができないような紛争性の高い場合には不向きですが、当事者に直接協議の場と専門的な紛争解決サービスを提供しています。協議離婚の在り方が法制審議会家族法制部会で議論されている中、FPICのADR調停が果たす役割は大きくなっています。

(2) 今後の課題

ADRは上記のような有用性を持っていますが、ADRのことは社会一般に知られておらず、利用は低調です。ADRの存在と利点を多くの人に知らせ、利用促進を図っていく必要があります。

また、これまでは、ADR機関には、合意が成立しても執行力が付与されていないので、強制執行が必要な事例については、公証役場で再度公正証書を作成する必要がありました。令和5年4月28日に「裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、養育費等についてはADRで成立した調停条項に基づいて強制執行を行うことができるようになりました。この点も含めてADRの広報活動が必要だと思います。

大阪相談室の場合、面会交流の支援は原則として2年で終了することになっています。面会交流の支援が終わる頃になると、3年目からの面会交流の話合いをどうしたらよいのかという相談が多くなります。もう一度家庭裁判所に行くエネルギーは残っていないが、信頼を寄せているFPICのADRでの話合いできちんと決めたいという当事者は多いように感じます。そこで、面会交流支援の利用者が支援期間の終了後、自力で協力して面会交流を実施するためのルールを話し合うために、FPICのADRをもっと活用できないかと考えています。この点について、当事者のニーズに寄り添える体制作りを検討していただきたいと思います。

第2 子ども養育支援活動の重要性

1 親の意識の変化や家族観の多様化

弁護士として、子ども養育支援に取り組んできた経験から 感じることですが、子どもを養育する親の意識や人生観、社 会の家族観などが多様化してきています。

最近、相談を受けている中で、子どもは欲しいけれど、家族を作るという意識が乏しい人が増えてきているように思います。籍を入れずに同居して、子どもができると実家へ帰って、関係が終わってしまったというケースもありましたし、結婚をして不妊治療にも一生懸命取り組んだのに、妊娠したら妊娠したことも告げずに実家に帰ってしまったというケースもありました。その延長線上で、私一人で育てる方がずっと楽ですという言い方をする人も出てきています。また、子どもに関して話し合わないといけないことが山ほどあるのに、話し合う気がなく、調停をやっても出てこないなど、話合いによる解決から逃避する当事者も増えてきている印象です。

2 子どもの最善の利益を考慮した子ども養育の 重要性

子どもや親の意識の変化や社会における家族観の多様化を受けて、これまで以上に、親たちに「子どもの最善の利益を考慮した子ども養育の重要性」を伝えていくことが大切です。子どもの養育についての親ガイダンスを離婚協議の早い時期から実施し、子どもの最善の利益を考慮することの真の意味とその方法を多様な角度から深めていく議論が必要と思われます。親や周囲の人たちが子どもの最善の利益を考えなかったら、子どもは親の思いに振り回され、心身ともに安定できないまま苦しい時間を過ごすことになります。そういう状況を社会として生んではいけないという点について、FPICとしても親ガイダンス等を通じて伝えていただければと思います。

3 子どもへのガイダンス

さらに、子ども本人に対して、自分の最善の利益を親に 守ってもらえる権利があり、それが保障されるべきなのだと いうことや、別居親と面会することによって自分は何を得ら れるのかということを理解できるように伝えていただきたい と願っています。

面会交流ができていたのに、子どもが行きたくないと言って突然面会交流ができなくなったケースがありました。何があったのか親に聞いたところ、学校で同じように親の離婚を経験している子どもがたくさんいて、その中で面会交流に行っているのは自分だけだったというのです。友達との会話の時に、別れたパパと会っているという話をしたら、友達に「何それ、何で会うの?何で会わないといけないの?やめときなよ、誰も会ってないよ。」と言われたそうです。それから急に、自分がおかしなことをしていたのではという気持ちになって、面会に来られなくなったようでした。子どもが学

校の友達に「そうじゃないよ。親と会うって大事なことなんだよ。」と言えなかったのは、支援をしていた私自身が、親と会うことの意味をその子どもにきちんと伝えられていなかったからだと思うと、とても残念です。

子ども基本法ができ、これから子どもに対するいろいろな意味での教育が進んでいくと思いますが、親の離婚を経験した子どもには、こういう権利があって、面会交流が自分の成長や自己肯定感を高めるうえで大事なことなのだということを、子ども自身にきちんと伝えて理解してもらう機会が必要だと思います。また、子どもの気持ちをじっくり聴いて受け止めることも重要で、親の離婚を経験した子どもが気軽に相談できる相談窓口が充実していくことを願っています。

4 家族法制の見直しに関する議論

共同親権も含めた家族法制の見直しの議論(注4)は、現在、賛否両論の状況ですが、未成年者のいる夫婦の離婚の背景事情、離婚原因、離婚に至る経緯などは、それぞれに異なりますので、どんなルールを作っても話合いが必要になるし、それを誰かが調整をする、誰かが必要に応じて判断をするという作業は無くなることはないでしょう。

そして、子どもの最善の利益を考慮した離婚後の養育体制を、できるだけ早く安定させることが必要です。ところが、これは裁判所に向けて言いたいのですが、最近はとても時間がかかっています。子どもを一方が連れ去って監護権を争い、離婚や親権など、様々な争点が表面化している事案では、子どもをどちらが育てるかという監護者の指定に1年半もの期間がかかるケースもあります。その間、代理人弁護士としては、面会交流を実施することで、最終的に監護者がどちらになってもいいように親子の絆を必死に支えているのですが、以前に比べて、監護者指定や子の引渡しの審理にかかる時間が長くなっているのではないかと感じています。

仮に共同親権が制度化されたとしても、別居後の、あるいは離婚後の養育体制の早期安定という点では、今までとはまた違った形で、初めて起こってくる紛争がたくさん出てくるのではないかと思います。それに対応する裁判所は大変であり、その調整期間中、子どもを誰がどのように支え続けていくのかということが、次の新たな問題として出てくるのではないかと懸念しています。

私は、子どもに対して父母双方が責任を持つということを原則にして、その上でいろいろな関わり方を調整することが必要だと思います。裁判所が手の届かない離婚前の相談から、どのような取決めをすれば子どもの最善の利益が守れるかという点へのアドバイスを含めて、今まで以上にトータルな養育支援体制を整備する必要があると思っています。この点については、FPICの皆さんに、弁護士とも連携して、離婚前からの子どもの養育に関する相談や支援の体制の充実とその具体策を検討していただきたいと思います。

おわりに

国の養育支援事業を一層強化していくためには、何よりも FPICには全国に拠点を置いてほしいと思います。そのためには、おそらく、FPICの活動を支える人の輪が必要だろうと思います。これまで調査官OBや調停委員の皆さん方が本当にご苦労をされてきたと思いますが、実は弁護士の中にも、養育支援の活動に関心を持ち、学びたい・実践したいと思っている人はいます。私も自分の周りの弁護士4O人位で家事問題の研究会をずっと続けていますし、大阪弁護士会の家事法制委員会の中では子ども養育PTなどの勉強会が始められています。これらの人たちや、できれば臨床心理士などの新たな職種からも会員になってもらうなどして、養育支援の専門家であるFPICの皆さんとともに、トータルな養育支援の体制を整えていくことへの協力者が増えることが望ましいと思います。

支援体制の中核には実績を持ったFPICになっていただくとしても、やはり他の組織との連携が必要不可欠であり、一つは弁護士会との連携が考えられます。私もお手伝いしますし、できるのではないかと思います。もう一つは行政との連携です。地方自治体やこども家庭庁などに対して、子どもの養育支援に国や自治体が主体的に関わらないといけないということを理解してもらうことです。具体的にはまず財政措置をしていただくことだと思います。民間の支援機関はネットワークを広げていくことは可能ですが、お金は国が財政措置を講じるべき問題だということを伝えていく必要があります。

子どもが抱える問題は多様であり、貧困、いじめや虐待の 問題に対応することももちろん大切ですが、親子の交流が途 絶えてしまうということの精神的な問題が、子どもの健全な 成長や最善の利益に大きく影響するという点について、社会 全体に気付いてもらわないといけません。両親の間で辛い思 いをしている子どもが多いこと、そのことがその子の人生に とってどれほど大変なことなのかということ、そして、どう やってその子どもの辛い気持ちを支えるかという問題です。 これは専門の方が子どもに寄り添って支えるしかないと思い ます。そのためには、この問題に関心を持つ多方面の専門の 方たちが活動し、その活動を支えるための財政基盤は国が負 担するシステムが必要です。これには社会全体の理解が必要 です。まずは自治体に子どもの養育支援のための専門機関が 必要であるということを理解してもらい、それから、社会全 体、当事者にも理解をしてもらい、税金でその機関を社会全 体で支えるということを当然の認識につなげていくというこ とが大事だと思います。そのためには、是非、FPICが先 頭に立って、弁護士会を巻き込んでいただければと思います。

その点からすると、FPICの情報発信はまだまだ少ないというのが私の印象です。FPICに対する社会の信頼感は、

益々高くなってきていると思いますが、皆さん方にはもっと自信を持って情報発信をしていただきたい。こども家庭庁に対しては、FPICが子ども問題の情報センターであり、今後の子ども支援の方向性を決めるための材料はFPICに蓄積されているということも強く言っていくべきだと思っています。

最後になりますが、FPICは、30年間地道に活動を続けてこられて素晴らしい実績と基盤を十二分にお作りになったと考えています。今、こども基本法ができて、こども家庭庁ができ、子どもの養育支援の問題も含めて、子どもに対する支援ということが国の大きな政策の一つとして取り上げられるようになっています。そして、一方で、共同親権や離婚の在り方の議論が活発化しようとしています。まさにこのタイミングで、FPICの5年後、10年後の活動の姿を皆さんで議論し、多方面に協力者を求める声がけをしていただきたいと思います。子ども養育支援の重要性は、法律で変わるものではありません。どんな制度になっても、子どもの養育は人が支え、その支援者を社会全体で支えるという意識を広めると同時に、支援する人をたくさん育て、いろいろな形で養育支援の活動に参画してもらう。FPICにはその中核になっていただきたいと私は期待しています。

将来、こども家庭庁の中に子どもの養育支援を担うセンターができ、その中核を担うのがFPICとなるように、私もできるかぎりの協力をしたいし、弁護士会にも働きかけたい。更なる展開を皆さんと一緒に議論していきたいと思っています。

非常にざっぱくな話で申し訳ありませんが、少しでもこれ はできそうだと思っていただけた点があれば幸いです。本日 はありがとうございました。

- 注1 養育費等相談支援センター: 平成19年に厚生労働省が始めたひとり親家 庭等自立支援施策のうち、養育費の確保事業のひとつ。「養育費等相談支 援センターを設置し、養育費等に関する相談支援や、相談にあたる人材育 成のための研修等を行うことで、ひとり親家庭の自立を図る。」のが目的 であり、初年度からFPICが継続して受託している。令和5年度からは、 同事業がこども家庭庁に引き継がれ、「養育費・親子交流相談支援センター 事業」と名称変更されてFPICの一部部署が専門的に担当している。
- 注2 養育費専門相談員等研修会: こども家庭庁の委託事業のうち、相談員に対する研修事業の一つ。対象者を「就業・自立支援センターに配置されている養育費専門相談員や母子・父子自立支援員等のうち指導的立場にある者」とし、年に1回、事例検討を中心とした研修会を実施している。
- 注3 ADR調停: 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続のこと。この手続を行う民間事業者は、国から「民間紛争解決手続を業として行う者」として認証を受ける。FPICでは、東京相談室、大阪相談室及び名古屋相談室が認証を受けている。
- 注4 法務省法制審議会家事法制部会において、「離婚及びこれに関連する家族法制の見直しに関する諮問について」審議が進んでいる。報道によると、 共同親権や法定養育費の導入などが議論されている。

FPIC30年の歩み

家庭問題情報センター(FPIC)は、平成5年(1993年)3月に社団法人となり、平成23年(2011年)6月に公益社団法人に移行してから、令和5年(2023年)をもって満30年を迎えました。

近年では、平成30年に「盛岡ファミリー相談室」が、また令和元年に「松山ファミリー相談室」が新しく開設され、令和5年には福岡ファミリー相談室が閉室となりましたが、現在、全国11か所において各相談室が活動しており、会員は令和5年4月現在1,220人(正会員235人、特別会員750人、賛助会員235人、法人特別会員5法人)となっています。事業は各相談室によって若干異なりますが、家庭問題に関する相談事業、ADR調停事業、面会交流支援事業、後見事業、公正証書遺言者支援事業などのほか、こども家庭庁、外務省、東京都をはじめとする全国の自治体からの委託事業も実施しています。

今回は、片山弁護士の記念講演も踏まえて、これからのFPICの社会貢献事業の方向性を考えるため、 改めて30年間の歩みを辿ってみました。

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)の歩み

法人化の前史(ファミリーカウンセリング協会時代)					
昭和62年('87)	5月	東京ファミリーカウンセリング協会(TFCA)設立	初代会長 沼邉愛一氏		
平成元年 ('89)	3月	鑑定人推薦事業開始			
平成3年('91)	5月		2代会長 萩原太郎氏		
平成4年('92)	2月	公正証書遺言者への支援事業開始			
平成4年('92)	7月	サンシャイン60内に常設事務室を開設	セゾングループの支援		
平成5年('93)	3月	家庭問題情報誌「ふぁみりお」創刊			
平成5年('93)	3月	協会を解散し、社団法人家庭問題情報センター (FPIC) 設立	初代理事長 萩原太郎氏		
	5月	福岡ファミリー相談室開設			
	6月	大阪ファミリー相談室開設			
	9月	栃木県南相談室開設			
平成6年('94)	5月	第1回定時総会開催			
	8月	大阪ファミリー相談室移転			
	9月	千葉ファミリー・カウンセリング・ルーム開設			
平成7年('95)	4月		2代理事長 野田愛子氏		
	7月	面接交渉援助の試行的実施開始(東京)			
	8月	後見人候補者推薦事業開始(東京)			
	10月	広島連絡室、名古屋連絡室開設			
平成8年('96)	5月	親と子の交流援助事業開始(東京)			
	5月	仙台連絡室開設			

平成12年('00)	4月	社団法人日本宝くじ協会による「ふぁみりお」発 行への助成決定		
	5月		3代理事長	山田博氏
	5月	札幌連絡室開設(その後閉鎖)		
平成13年('01)	4月	栃木県南相談室を閉鎖し、栃木県中央ファミリー 相談室開設		
	10月	金沢連絡室開設(その後閉鎖)		
平成19年('07)	10月	厚生労働省から養育費相談支援センター事業を受 託し、本部に同事業部を開設		
平成21年('09)	4月	法務大臣から裁判外紛争解決手続の業務(ADR)の認証を受け、東京及び大阪ファミリー相談室で 事業開始	名古屋ファ 室は平成269 始	
平成22年('10)	4月	本部・東京、千葉、大阪、名古屋の各ファミリー 相談室が移転		
	6月	松江ファミリー相談室開設、栃木県中央ファミ リー相談室を宇都宮ファミリー相談室に改称		
平成23年 ('11)	6月	公益社団法人家庭問題情報センター設立	理事長 山田	田博氏
平成24年 ('12)	6月		4代理事長	若林昌子氏
	11月	横浜ファミリー相談室・新潟ファミリー相談室開 設		
平成26年 ('14)	4月	ハーグ条約国内実施法における面会交流支援の実 施を開始(外務省から受託)		
平成27年('15)	6月	子の引渡し強制執行の立会人又は執行補助者の推 薦事業を開始(最高裁民事局から委嘱)		
平成30年 ('18)	6月		5代理事長	安倍嘉人氏
	9月	広島ファミリー相談室移転		
	10月	盛岡ファミリー相談室開設		
令和元年('19)	11月	松山ファミリー相談室開設		
令和2年('20)	2月頃		新型コロナ 染症が世界 なる。	ウィルス感 的な流行と
令和5年('23)	3月	プライバシーマーク取得		
	3月	福岡ファミリー相談室閉室		
	4月	こども家庭庁発足、養育費等相談支援センター事 業を継続して受託		

FPICの歩みが分かる「ふぁみりお」のバックナンバー

2003.6.25 特別号 社団法人家庭問題情報センター創立10周年記念特別号 2010.10.25 第51号 座談会「TFCAからFPICへの歩みと故野田愛子先生」 2013.6.25 特別号 社団法人家庭問題情報センター設立20周年記念特別号 2015.10.25 第20日 10.25 ままたの原本人がたまで知る

2015.10.25 第66号 FPICが行う事業の歴史と新たな取組み

2022.1.25 第85号 家庭問題情報センターの今

宝くじは、みんなの暮らしに 役立っています。



移動採血車

全国各地で運行している 献血バスを寄贈

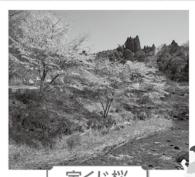


全国の公園緑地等に ベンチを設置



フラワープランタ

観光地の環境美化活動の 推進を目的として寄贈



宝くじ桜

日本全国に さくら若木を寄贈



博物館利用者のために 車いす等を寄贈



体力つくり実践校等に 一輪車を寄贈



バス停上屋と 風防施設を設置



すこやか広場

こどもの国(神奈川県)に 健康器具や游具を設置



胃部·胸部X線撮影車 として寄贈

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、 教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や 公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。https://jla-takarakuji.or.jp/

